野々市市まちづくり基本条例(案)に対する パブリックコメントの実施について

野々市市第一次総合計画に掲げる重要施策の一つ「市民協働のまちづくり」を進めていく上で、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、まちづくりの基本理念を示した「野々市市まちづくり基本条例」を制定するにあたり、次のとおり本条例(案)に対するパブリックコメントを実施します。

様々な視点から、多くの皆様からのご意見、ご提言をお寄せください。

1 条例制定の目的

この条例は、野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、協働のまちづくりを推進することを目的としています。まちづくりの担い手が、お互いの役割を認識し、積極的に連携・協力して取り組むことにより、幸せを実感できる地域社会の実現を目指します。

2 意見等募集の目的

まちづくりの基本的な事項や基本理念などを、まちづくり基本条例策定委員会において作成したものですが、この条例(案)をより良いものとするため、広く市民の皆様からのご意見、ご提言をお伺いするものです。

3 パブリックコメントの対象

野々市市まちづくり基本条例(案)とします。

4 意見等募集の期間

平成 26 年 10 月 2 日 (木) から 10 月 21 日 (火) まで

5 意見等を提出できる方

- 野々市市に住所のある方
- 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 野々市市の学校に在学される方
- その他、野々市市まちづくり基本条例の制定により利害関係を生ずる 個人又は法人

6 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファックス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。応募には、氏名、住所、年齢、本条例(案)に対する意見等を記載してください。(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名、事務所又は事業所の所在地を記載。)

なお、電話や口頭での意見等の募集には応じません。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合が あります。

7 条例(案)の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

条例(案)は、市ホームページと次の施設でご覧になることができます。 また、意見等募集の様式は、市ホームページからダウンロードしていただ くか、次の窓口で入手してください。

- (1) 市役所1階 市民生活部市民協働課 窓口
- (2) 市立図書館受付カウンター

8 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、また、 意見等を受けて本条例(案)を修正した場合には、その修正箇所を市ホーム ページに掲載し、お知らせします。

掲載の時期については、平成26年11月を目途として、速やかに行います。 なお、ご意見をいただいた方の氏名、住所、年齢は公表いたしません。

9 意見等の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市市民生活部市民協働課 市民協働担当

【電子メールによる場合】

kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

【ファックスによる場合】

宛先 野々市市市民生活部市民協働課 市民協働担当 ファックス番号 076(227)6259

【文書持参の場合】

市役所1階 市民生活部市民協働課 市民協働担当までお持ちください。

10 その他

- 提出されたご意見について、提出者個人への回答はいたしません。
- 提出されたご意見等のうち、類似したご意見などについては、趣旨が 変わらない程度に編集し、取りまとめた上で公表する場合があります。
- パブリックコメントの募集は、具体的なご意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のないご意見や、明らかに悪意を持ったご意見であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見として取り扱いません。
- お預かりした個人情報は、野々市市個人情報保護条例に基づき適正に 管理し、公表することはありません。